

特記仕様書

令和8年度

電気設備保守点検業務委託

佐賀県道路公社

特記仕様書

1. 業務概要

1-1	道路名	三瀬トンネル、巣木多久道路、東脊振トンネル
1-2	業務名	電気設備保守点検業務委託
1-3	路線名	一般国道 263 号、203 号、385 号
1-4	業務箇所	「三瀬トンネル」 福岡市早良区大字曲渕～佐賀市三瀬村三瀬 「巣木多久道路」 唐津市巣木町中島～多久市北多久町大字多久原 「東脊振トンネル」 神埼郡吉野ヶ里松隈 地内
1-5	業務内容	
(1)	「三瀬トンネル」	
	・トンネル防災設備点検	1 回/年
	・カメラ設備点検	1 回/年
	・ラジオ再放送装置点検	1 回/年
	・トンネル照明	1 回/年
	・待避所設備	1 回/年
(2)	「巣木多久道路」	
	・道路情報表示設備	1 回/年
	・トンネル防災設備	1 回/年
	・気象観測処理設備	1 回/年
	・CCTV 設備	1 回/年
(3)	「東脊振トンネル」	
	・トンネル防災設備点検	1 回/年
	・道路情報表示設備点検	1 回/年
	・ラジオ再放送装置点検	1 回/年
	・CCTV 設備点検	1 回/年
	・トンネル換気設備点検	1 回/年

2. 特記仕様書の適用範囲

本特記仕様書は電気設備保守点検業務委託に適用する。

3. 工期

- 3-1 工期は、令和 8 年 3 月 16 日から令和 9 年 3 月 15 日までとする。
- 3-2 受託者は、道路公社が別に指示した監督員(以下『監督員』という)に点検の 3 日以前にその点検日を打合せ簿にて通知しなければならない。
ここでいう点検日とは、受託者が現地において実際に点検業務を行う日をいう。

4. 交通保安

- 4-1 受託者は、道路上で作業をするときは、標識を設置し、必要に応じて保安員を配置するものとし、十分に通行車及び作業員への安全に配慮すること。
- 4-2 交通規制の必要がある場合は資料を作成し関係機関との協議を十分行うこと。
- 4-3 前項に要する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払いは行なわないものとする。

5. 異常事態の発生及び処理

受託者は、業務中に、異常事態や操作不良、不具合を発見した場合、又は通報を受けた場合には、速やかに応急処置を行なうとともに、監督員に連絡しその指示に従わなければならぬ。

なお、応急処置等に要する費用については、別途協議して決めるものとする。

6. 作業員の健康管理について

受託者は、契約締結後、作業就労者名簿を監督員に提出し承認を得なければならない。又、作業期間中に変更が生じた場合は速やかに監督員に届け出ねばならない。

なお、監督員が不適当と認めた作業員については、変更を命ずることがある。

7. 業務細部に関する事項

7-1 作業上の義務

7-1-1 作業中の事故、又は一般通行車両等との接触により、第三者に被害を与えた場合は、総て受託者の負担により解決すること。

7-1-2 作業中、道路構造物を破損した場合は、受託者の負担により直ちに原形に復旧すること。

7-2 工事用写真の提出について

受託者は、監督員の指示に従い、点検状況等を写真に撮り、監督員に提出しなければならない。写真はサービスサイズとし、撮影年月日、測点番号等必須事項を記載すること。

8. 契約の変更について

設計図書の数量と異なる場合や点検項目、手法が異なった場合は、協議のうえ契約変更することがある。

9. 疑義について

仕様書について疑義が生じた場合は、協議を行うものとする。